

## ゆうあい居宅介護支援事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人広島良城会が開設する居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供する事を目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、つねに利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が、指定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。又、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努めるものとする。

3 事業所は利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ゆうあい居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 広島市安佐南区伴東二丁目30番11号  
(事業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 主任介護支援専門員（常勤 介護支援専門員と兼務）  
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 1名（常勤 管理者と兼務）  
1名以上（常勤 専従）  
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜から金曜までとする。但し、祝日及び12月29日から1月3日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

### (居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内
- (2) 使用する課題分析票の種類 包括的自立支援プログラム
- (3) サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
- (5) モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回

(指定居宅支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 指定居宅サービス事業所その他の者との連絡調整
- (3) その他の便宜の提供

(利用料その他の費用)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を利用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた時点から路程1km当たり10円を実費として徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、広島市(似島町、宇品町を除く)を区域とする。

(苦情・ハラスメント処理)

第10条 指定居宅介護支援事業所の提供に係る利用者及びその家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の整備
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報保護)

第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、事業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第15条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(その他の運営に関する重要事項)

第16条 事業所は介護支援専門員の資質の向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 行政主催の各種研修

(2) 自主的に実施する研修

(3) その他の各種研修

2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。

3 事業者は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 この規程に定める事項のほか事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人広島良城会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年8月1日より施行する。

この規程は、平成29年10月10日より一部改定する。

この規程は、平成30年4月1日より一部改定する。

この規程は、令和3年3月1日より一部改定する。

この規程は、令和3年6月1日より一部改定する。

この規程は、令和3年6月16日より一部改定する。

この規程は、令和3年9月1日より一部改定する。

この規程は、令和4年8月1日より一部改定する。

この規定は、令和6年5月1日より一部改定する。